

平成26年度第1回 江別市福祉有償運送運営協議会
議 事 概 要

1. 日時及び場所 平成26年6月5日(木) 午前10時30分～12時00分
江別市民会館3階32号室

2. 出席者 委員 10名(敬称略)
工藤祐三、坂本正、佐保寛志、山崎廣志、星優子
今井博康、鈴木久雄、松浦宣幸、真屋淳子
(欠席:樋口康弘、保木本茂雄)
申請法人 1名(敬称略)
沢田洋子(特定非営利活動法人ボランティア杜の家)

3. 事務局 3名(蓮田課長、水口係長、見上主事)

4. 議事概要

【1】開会

蓮田課長: それでは、只今から、江別市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。本日は、樋口委員と保木本委員からご欠席の連絡をいただいております。

札幌運輸支局において4月1日付人事異動により樋口委員が新任の委員となりましたが本日はご欠席されております。

江別市において、4月1日付人事異動により委員の交代がありました。真屋委員です。では、新任の委員である真屋委員よりごあいさつお願いいたします。

【2】新任委員あいさつ

真屋委員: 4月の人事異動により健康福祉部長になりました真屋淳子と申します。よろしくお願ひいたします。前任の山田に代わりまして4月1日から部長に着任いたしました。ご一緒に勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

蓮田課長: また、江別市身体障害者福祉協会の会長が代わったことにより、委員の交代がありました。新委員は佐保寛志委員です。では、佐保委員よりごあいさつお願いいたします。

佐保委員: 江別市身体障害者福祉協会の佐保寛志と申します。今回会長が代わりまして、私が協議会の委員を務めることとなりました。よろしくお願いいたします。

蓮田課長: また、4月1日付人事異動により、福祉課長の原田の後任として私、蓮田が着任いたしました。さらに、障がい福祉係長の気境の後任として水口が着任し、事務局担当者も代わっております。よろしくお願いいたします。では、規定により会長に議事を進めていただきます。よろしくお願いいたします。

【3】議事

工藤会長： 皆様お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日の案件は1件ですが協力を得てスムーズに進行できますようよろしく願い申し上げます。さっそく次第3の議事に入ります。本日は福祉有償運送の有効期間更新の登録にかかる協議についてです。申請法人は、特定非営利活動法人ボランティア杜の家からの1件です。この案件について慎重に協議を進めていきたいと思えます。では、特定非営利活動法人ボランティア杜の家の江別市における有効期間更新の登録について、事務局から説明をお願いします。

水口係長： 福祉課障がい福祉係長の水口と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の協議資料について説明いたします。「ボランティア杜の家」につきまは、登録期間が平成26年6月30日までとなっており、その更新について協議をお願いするものでございます。ここからは、資料に沿って簡単に説明させていただきます。

(法人の概要、申請内容について協議資料に基づき説明)

工藤会長： 事務局から説明をいただきました。まず今の説明の中で質問がありましたらご発声願います。

佐保委員： この福祉有償運送に係る車両の表示についてはどのようなかたちで標記されているのでしょうか。

水口係長： 資料中に車の写真があり、「有償運送車両第80条許可」と記載されており、このように表示がされております。

佐保委員： わかりました。

工藤会長： 念のため、他の委員さんで只今のことについて何か補足などがありましたらお願いします。

山崎委員： 資料の写真では分かりにくいですが、有償運送というステッカーが見えませんが、これは貼っているのでしょうか。

心配なのは、ヘルパー用の車両がそのままステッカーを貼らないで運送するということはないですよ。

工藤会長： では、法人の方から説明をお願いいたします。

法人： マグネットシートというものがあり、運送時に付けて、終わったら外しており、通常は福祉有償運送というものを貼って運送しております。

工藤会長： マグネット表示でもよろしいのですね。

山崎委員： それは問題ありません。大きさについてはよく分かりませんが。

法人： 大きさについてはガイドブックの14ページの下の方に表示に関することが載っているのご確認いただければよろしいかと思えます。

工藤会長： ひとつお聞きしたいことがございます。一般的には駐車違反と言いますが、放置駐車違反と駐車違反は違うんですかね。

水口係長： 放置駐車違反と駐車違反の違いまで存じ上げませんが、今回具体的にどういった形で駐車違反になったのか法人から確認しています。福祉有償運送の基本はドアツードアですが、この時には会員のお客様を家まで送ったのですが、自宅がマンションで駐車場がなく、玄関先まで送り届ける必要があったため止む無く車を止めて玄関まで送り、帰ってきたところ駐車違反になっていたということです。

今井副会長： 福祉有償運送のステッカーも貼ってあり、乗降の介助の最中であっても警察はそれを許さないのでしょうか。

水口係長： その件について運輸支局に確認をしたところ、そういう特例のようなものはないようです。ただ今後の対処法として、身体障害者手帳を持っている方であれば駐車違反禁止の除外指定標章というものを江別警察署から交付を受けることができることとなっております。タクシーでも一般の車でも使えますので、今回のような場合に利用できたらいいのかなと考えておりました。

工藤会長： 法人から何か補足説明はありますか。

法人： 札幌市はマンションが多く停めるところが少なく、会員にはやはり歩行困難な方が多いのでマンションの5階などの上の階に上がってお送りすることが多い。歩行のスピードも遅いので、そういったところで今回1名駐車違反になってしまったが、今は改善策としてサービス開始前の段階で駐車場の有無を確認して必要に応じて標章を申請して掲示する処置をとっているところである。安全面に関しては、法人として月に1回以上研修の機会を設け検討事項を話し合い、改善に努めているところであります。利用者については、江別市では近年5名から10名の中で移送をさせていただいている。今後も事故なく規定に沿ったかたちで利用者様に安心・安全を提供したいと思っている。移送サービスは清田を主体として行っており、厚別区にデイサービスと居宅介護支援事業所、障がい福祉サービスも重度の発達障害者の移動支援等を行っております。

工藤会長： 総合的な福祉サービスということでしょうか。

法人： そうです。

工藤会長： デイサービス・デイケアも含めた事業全体での利用者の総計は何人くらいになるでしょうか。

法人： 訪問介護事業が一番大きく、それも含めるとおそらく300人弱だと思います。

工藤会長： かなり大規模ですね。

星委員： 送迎をするときは、運転者以外に介護する方は乗っているのでしょうか。

法人： サービスの内容が通院等乗降介助となると、運転者1名で全て行うサービスですが、サービスの内容が階段介助や院内までの付き添いですと身体介護になり、運転者と介護者がもう1名付いて行くこともあります。

星委員： 違反時はどのような方を送迎していたのでしょうか。

法人： 通院等乗降介助というサービスでかなり歩行の困難な方でして、すくみ足で進むような方です。

星 委員： では運転者のみだったのですか。

法 人： 運転者のみです。通院等乗降介助になると運転者のみで利用者様の送り迎えをさせていただくサービスになります。中には通院等乗降介助でも冬場でどうしても雪が多く路上に停めてしまう場合ですと運転手ともう一人で一緒に行き介助している間に車を移動させるということもあります。

工藤会長： ほかに意見がある方はおりますか。

山崎委員： 運行管理者と整備管理者が名前はありますが実際稼働しているのかなということがあります。資料では、6ヶ月に1回社内研修又は勉強会を実施しているということですが、これはどなたがやってらっしゃるのですか。

法 人： 月に1回必ず全体の会議を法人で行っています。これは厚別の事業所の会議室でそれぞれの議題を持ち寄ります。その中で、運行管理者が中心になり、今若い運行管理者に運行管理に関することを移行しつつあります。その会議の中で、運行に関する問題事項や駐車違反の問題についてサービス提供の中で問題がなかったか議論をします。そのような議論が運行管理者とみんなで行われます。あとは不定期ですが、車両がスロープや兼用車などそれぞれ車種や扱いが違うため、取扱いについても研修会を開いています。

山崎委員： 研修をされているのでしょうかけれども、何かそういうものが行われたという記録が保存されているのでしょうか。

法 人： あります。今回参考資料として添付するか検討したのですが、添付はさせていただきますませんでした。

山崎委員： 運行管理者がやっているという形なのか、施設の誰かがやっているのか。

法 人： 私どもの移送サービスは訪問介護を主体としてやっているため、サービスに関する責任者やサービス提供責任者が必ずおり、その者と運行管理、整備管理者の者が中心になって指導等を行っております。

山崎委員： わかりました。

大事なことですが、運行管理者は運行管理の資格を持っていると思います。講習されたのが平成13年でこれ以降受けられておりません。この講習はどうされていますか。

法 人： 私の勉強不足かもしれませんが、この者が持っている資格で更新は必要ないものと認識していました。

山崎委員： 基準は合っています。運行管理者というのは年に1回講習があります。一人しかいない場合は毎年最低でも1回、秋に1日受講します。それは法律がめまぐるしく変わり白ナンバーの要件も変わっているため、講習を受けないと分からなくなるためです。事故報告書やひやりはっとレポートなどを見ると運行管理者が目を通して後に残せるという部分がありません。

法 人： 印を押す場所はありませんが、必要があれば当然運行管理者の方も目を通し対応なり指導をすることになっています。必要であれば空欄に印を押すという事も

考えております。運行管理者の件ですが、前回は運転者として採用し、年齢も70歳を超えておりましたので、運転者と運行管理者を同時にするのは難しいのではないかという話があったので、今回は運転者からは外しました。運行管理者としても年齢が70代半ばなので法人としては年齢の若い者に運行管理を移行していく予定であり、早期に交代を進めていきたいと考えております。

工藤会長： それでは審議に入りますので、申請法人の方は一時ご退席ください。

(法人退席)

工藤会長： それでは審議に入ります。審議すべきことがありましたら挙手願います。

山崎委員： 運行管理者の写真の下ですね。講習を受けるといつ講習を受けたかの印が押されます。それで講習を受けたかどうか分かります。法人の場合は必ず講習を受けなければいけないので、最低でも2年に1回です。法人は運行者が一人ではありませんから、何か違反があったり重大な事故を起こした時には強制的に受講させるようなことも必要です。これは法人の場合です。ただし、要件としては合っています。

工藤会長： 要件というのは、1回受ければ有効ではあるが、ここに研修の記録の年月日が埋まっていればしっかり受けていると。法律の改正もありますし。

鈴木委員： それはタクシー会社の運行管理、国家資格の関係です。NPO法人でそこまで厳格に求めていましたか。

山崎委員： 駄目ではなく、要は安全を確保するにあたって運行管理者の講習を受けないと分からないですし、運行管理者の教育というのはどうするのかという話になると、NASVAの講習がいいのか、又はそうじゃない運行管理の講習を受けているのかという話になります。

ただ、法律的に駄目なわけではありません。

鈴木委員： 年々法律が変わる中で講習は、義務化されていなくても知識の中で広げていくというのは運行管理をする側の中では必要という認識を持っています。

工藤会長： 法的ではなくて、報告書の様式も含めてもう少し運行管理について法人にお願いをするという要素は残ります。運行記録についても誰がどのように確認をするのかということです。

山崎委員： これはドライバーが書くと思います。例えば何時に点呼したとか印を押しておけば残ります。今の状態だと、やってないとしか言いようがありません。今後も継続してやられていくのでしょうから、もう少しやっていった方がいいのではないかと思います。

工藤会長： それでは整理していきたいと思います。論点を4つに分けます。まず、1点目。福祉有償運送の必要性について。期間更新ですからこれまでも必要性を認めてきたわけですが、改めて委員の意見を確認したいと思います。引き続き有効期間を

更新することについて異議ございませんか。

一 同： ありません。

工藤会長： 異議なしといたします。2点目。運行管理、安全面の管理、運転者の要件について、この件についてもっと話しておきたいことがありましたらお願いします。

松浦委員： 今どうだという結論はできませんので、研修を何年か毎に、我々は1年ごとですが、このような方々もやらないといけないのかどうか。それと、講習を受けたのが13年前ということで、このままでいいのであればいいと。そして、運転をしていないという事ですが、しているとなると75歳以上であれば毎年NASVAの講習を受けなければなりません。運転をする可能性があるということであれば、受ける必要があると思います。

工藤会長： わかりました。やはり改めて書類を見ると、年数が経っているものなんだなと。これについてはシビアに詰める必要がある印象ですが、委員のみなさんいかがでしょうか。

山崎委員： やはり研修は運行管理者でも整備管理者でも事故を起こさない安全を考えると受けなければいけないと思います。法律で受けなければ駄目だとかではなくて、それをどういう形でやるのが重要。一番よかったのはNASVAの講習を受けていれば、ああ受けているんだなという判断はできたと思います。あとは点呼簿、運行記録は誰かが見たという跡が残っていません。

鈴木委員： 松浦さんがおっしゃっていた75歳以上はタクシー運転手に求められているものであって、この福祉有償運送の運転手にも求められていますか。

松浦委員： それが必要かどうかは私は分かりません。

星委員： これは付帯意見として要求はできるんですね。

水口係長： それはもちろんできます。事務局の勉強不足もあり、講習・研修についての知識もそこまでありませんので、委員がおっしゃられたとおり改めて調べて付帯意見として付すること可能だと思います。

鈴木委員： 江別は札幌より要件を厳しく求めています。運行記録や事故報告書などは札幌では求められていません。江別では3年から5年前に、このようなものを添付して安全に配慮しているということを確認するという事を決めた経緯があります。今、山崎委員がおっしゃったとおり、様式はありますが、運行管理責任者が本当にこれを見ているのかというところで、枠を一つ作っていただき責任者の印が押してありますという跡があれば、何かがあったときにNPO法人として体制がきちんとなされている証拠になると思います。そのような形で日々の分は管理していくのがいいのではないかと思います。

鈴木委員： 杜の家さんではそのようなシステムがあるはずなので、枠を作り、運行管理者の印を押せるものを作ってもらえれば良いと思います。

工藤会長： それでよろしいでしょうか。

山崎委員： はい。

工藤会長： 運転者の要件についてどうでしょうか。

鈴木委員： 杜の家さんにはスピード違反とか一時不停止という者が一人もいません。人数が10人いると必ず何人かいると思いますが、これが1人もいないということは、安全という意識体制作りも進んでいるのかという風に思います。それは良いことですから、このまま継続していただきたいと思います。

工藤会長： はい。問題はありませんが、管理者も含めて勉強していく必要があるのではないかと。言葉が失礼になるかもしれませんが、研修効果が深まるような体制をとってほしいという気持ちが各委員さんにあるようです。しかし、認めないというところまではいっておりません。

この面では、条件付きということによろしいですか。

鈴木委員： 付記でよろしいと思います。

工藤会長： 付記とします。

鈴木委員： さらに安全体制の構築に努めてくださいというところなのかと思います。

今井副会長： 事故がないというのは評価するところですし、講習の時期の問題がありますが、条件付きまで付けてしまうと法人が頑張らなければならないところ、ブレーキがかかってしまうことも心配なので、このままいっていただきたいという事も踏まえて付記でよろしいのではないかと思います。

工藤会長： 公平な立場で見ている副会長ですけれども、健康福祉部長でもあります真屋委員は今の流れでよろしいですか。

真屋委員： はい。

工藤会長： 坂本委員はこれでよろしいですか。

坂本委員： はい。

工藤会長： 星委員はこれでよろしいですか。

星委員： はい。

工藤会長： 佐保委員はどうですか。

佐保委員： 先ほどの話で、75歳以上であれば認定講習を受けなければならないのですか。

松浦委員： 免許の時には講習がありますよね。これを受けたら免許の更新の時は受けなくていいというものではないんですね。

佐保委員： 了解しました。

工藤会長： それでは2点目の安全管理体制面については、条件付きではなく付記にしたいと思います。3点目の適正対価について、タクシーの上限の2分の1という大きな基準はありますが、いかがでしょうか。事務局で計算上問題はないのでしょうか。

水口係長： はい。資料中に料金表がありますが、あらかじめ調べましたところ、普通車における初乗り運賃のタクシー上限額は670円であるのに対して、ボランティア杜の家では320円。特定大型車についてはタクシー上限額が910円に対して410円なので基準内です。

今井副会長： ガソリン価格の高騰で2分の1以下の料金で運送し続けていられるのかなという気がかりがあるのですが。

鈴木委員： 運賃・経費については福祉有償運送の部分については十分まかなえるという認識です。

工藤会長： それでは適正対価としたいと思います。最後の更新期間ですが、通常2年ですが要件によっては3年と認められております。業務については是正命令を受けていない、重大事故を起こしていない、業務の全部又は一部の停止命令を法人として受けていないのであれば3年間の更新ということでお認めいただけますでしょうか。

一 同： はい。

工藤会長： それでは総括して、1 必要性、2 輸送実施体制・安全管理体制、3 適正対価、4 有効期間、このすべてについて合意をいただけますでしょうか。

一 同： はい。

工藤会長： それでは、先ほど出た法人への要望事項、付記として事務局へ文言を依頼してもよろしいですか。

水口係長： はい。付記の事項については委員の皆様にご後日連絡させていただきますのでよろしく願いいたします。

工藤会長： 江別市として、これまでも杜の家さんにお世話になっておりますので、引き続き事故のないようにということで文言をお願いいたします。それでは合意に至ったという事でご了解ください。それでは法人に再入室していただいで下さい。

(法人再入室)

工藤会長： それでは法人の方に長い間お待たせいたしました。説明をいただいた後、かなり慎重に審議を進めてまいりました。その結果合意に至りましたので、その旨事務局から文書にて回答申し上げます。その中で、より一層安全面でお気を付けいただき江別市民のためによりよくお願いいたしますという付記がされるかと思いますが、合意に至りました。これからもよろしく願いいたします。

法 人： よろしく願いいたします。

【4】その他

工藤会長： その他について事務局から何かありますか。

水口係長： 9月末で期限が切れる法人が2法人ございまして、また協議会開催の日程調整をお願いしまして、予定としては8月中下旬から9月上旬にかけて開催を予定しております。

工藤会長： 以上で今回の協議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

(1 2 : 0 0 終了)